

委 託 契 約 書 (案)

発注者 青森県青森市長島一丁目1番1号
青 森 県

受注者

上記当事者間において、業務の委託のため、次のとおり契約を締結した。(ただし 〃 を除く)

(委託業務)

第1条 発注者は、次に掲げる業務(以下「委託業務」という。)の実施を受注者に委託し、受注者は、これを受託した。

- (1) 業務名 令和7年度青森県「原子力災害医療に関する研修」業務委託
- (2) 業務内容 別添仕様書のとおり

(履行期限)

第2条 委託業務の履行期限は、令和8年3月13日までとする。

(委託料)

第3条 委託料は、金 〃 円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〃 円)とする。

(契約保証金)

第4条(A) 受注者は、契約保証金として、金 〃 円を納付した。

2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。

3 第1項の契約保証金は、受注者がこの契約を履行した後に還付する。

第4条(B) 契約保証金は、免除する。

(権利の譲渡等の制限)

第5条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託等の制限)

第6条 受注者は、委託業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(実施状況の報告等)

第7条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対し、委託業務の実施状況について報告を求め、又は委託業務の実施について指示することができる。

(委託業務の内容の変更等)

第8条 発注者は、契約締結後の事情の変化により必要があると認めるときは、受注者に対し、理由を明示して、委託業務の内容の全部若しくは一部を変更し、又は委託業務の全部若しくは一部の実施を延期若しくは中止するよう求めることができる。

(委託業務の実施に係る損害)

第9条 委託業務の実施に当たり受注者に生じた損害は、発注者の責めに帰する理由による場合を除き、受注者の負担とする。

2 委託業務の実施に当たり受注者が第三者に及ぼした損害は、発注者の責めに帰する理由による場合を除き、受注者の負担において、その賠償をするものとする。

(成果品の検査)

第10条 受注者は、委託業務を完了した場合は、速やかに成果品を発注者に提出し、その検査を受けなければならない。

2 発注者は、前項の検査の結果、合格と認めたときは、その旨を受注者に通知するものとする。

3 受注者は、第1項の検査に合格しなかったときは、発注者の指定する期日までに成果品を補正したうえ、発注者の再検査を受けなければならない。

4 第2項の規定は、前項の再検査について準用する。

(所有権の移転時期)

第11条 成果品の所有権は、前条の検査に合格したとき、発注者に移転するものとする。

(委託料の支払)

第12条 受注者は、第10条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受けた後、請求書により発注者に委託料を請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求書を受領した日から起算して30日以内に、受注者に委託料を支払うものとする。

(遅延利息)

第13条 受注者は、第2条の履行期限までに委託業務を履行しなかった場合は、当該期限の翌日から履行した日までの日数に応じ、委託料につき年2.5パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。この場合において遅延利息の額が100円未満であるとき又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

2 発注者は、前項の遅延利息を委託料から控除するものとする。

(契約の解除)

第 14 条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が委託期間内に委託業務を実施する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 第 5 条又は第 6 条の規定に違反したとき。
- (3) 第 7 条の規定により発注者が報告を求めた場合に当該報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条の規定により発注者が指示した場合に当該指示に従わなかったとき。
- (4) その他この契約に違反したとき。

(違約金)

第 15 条 (A) 発注者は、前条の規定によりこの契約を解除した場合は、委託料の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として受注者から徴収するものとする。この場合において、違約金の額が 100 円未満であるとき、又はその金額に 100 円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

第 15 条 (B) 契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）は、受注者が前条の規定によりこの契約を解除されたときは、発注者に帰属するものとする。

(損害賠償)

第 16 条 発注者は、第 14 条の規定によりこの契約を解除した場合において、違約金又は契約保証金（契約保証金の納付に代えて提供された担保については、当該担保の価値）若しくは履行保証保険の保険金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

(秘密の保持)

第 17 条 受注者は、委託業務実施上知り得た秘密を漏らしてはならない。委託業務完了後も、また、同様とする。

(個人情報の保護)

第 18 条 受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記 1 「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(暴力団の排除)

第 19 条 暴力団排除に係る特記事項を別記 2 のとおり定めるものとする。

(協議事項)

第 20 条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、発注者と受注者が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

発注者 青森県青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 宮下 宗一郎

受注者

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、当該事務に係る個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(適正な取得)

第3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(安全管理)

第4 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第5 受注者は、発注者の指示する場所において、この契約による事務に係る個人情報を取り扱わなければならない。

2 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、前項の作業場所から、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承認がある場合を除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の目的以外の目的に自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製の禁止)

第7 受注者は、発注者の承認がある場合を除き、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複製し、又はこれに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者の承認がある場合を除き、第三者にその処理を委託し、又はこれに類する行為をしてはならない。

2 前項の承認があり、同項の処理を再委託する場合は、受注者は再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない（再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。）。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従業者への周知等)

第 10 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、当該義務に違反したときは個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定により罰則が科される場合があることなど、当該事務に係る個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

2 受注者は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に従事中及び従事後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを明記するものとする。

(実地調査の受入れ)

第 11 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の適正な取扱いを確保するため、発注者が当該個人情報の取扱いの状況について実地に調査しようとするときは、これを拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(事故発生時における報告)

第 12 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

注 委託事務の内容に即して、適宜、必要な事項を追加し、又は不要な事項を削除するものとする。

別記 2

暴力団排除に係る特記事項

(総則)

第1 受注者は、青森県暴力団排除条例(平成23年3月 青森県条例第9号)の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約(以下「本契約」という。)及びこの特記事項を守らなければならない。

(暴力団排除に係る契約の解除)

第2 発注者は、受注者(第1号から第6号までに掲げる場合にあつては、受注者、その支配人その他経営に実質的に関与している者(受注者が法人の場合にあつては、その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者))が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。)であると認められるとき。
- (2) 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)の威力を利用したと認められるとき。
- (3) 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与(以下この号及び次号において「金品等の供与」という。)をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。
- (4) 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。
- (5) 暴力団員と交際していると認められるとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用したと認められるとき。
- (7) その者、その支配人その他経営に実質的に関与している者(その者が法人の場合にあつては、その役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者)が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。
- (8) 第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約(前号に該当する場合の当該契約を除く。)について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

(不当介入に係る報告・通報)

第3 受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

契約書（案） 削除条項

次の区分により条項を削除する。

区 分	削除条項
契約保証金又は担保の提供の場合	第4条（A）中の「（A）」、第4条（B） ）、第15条（A）、第15条（B）中の「（ B）」
履行保証保険契約により契約保証金を 免除する場合	第4条（A）、第4条（B）中の「（B） 」、第15条（A）中の「（A）」、第15条 （B）
実績により契約保証金を免除する場合	第4条（A）、第4条（B）中の「（B） 」、第15条（A）中の「（A）」、第15条 （B）

※ 契約書作成時には添付しない。